

所有船舶異動報告要領

令和3年7月15日
第645回理事会決定

内航海運に関する諸施策の実施に資するため、内航海運組合法第8条第十三号及び定款第4条第5号に基づき、「所有船舶異動報告要領」(以下「要領」という。)を以下の通り定める。

(報告書の提出)

第1条 組合員(日本内航海運組合総連合会の会員たる海運組合及び海運組合連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員をいう。)が所有する内航船舶に異動が生じたときは、次条以下の定めに基づき、所要事項を記載した報告書を所属海運組合を通じて日本内航海運組合総連合会(以下「総連合会」という。)に報告するものとする。

(報告の時期)

第2条 組合員が所有する内航船舶に異動が生じた場合の報告書(所定様式のもの)の提出時期は、その原因日から2ヶ月以内とする。

この場合、原因日とは、新造船建造及び国内売買の場合は登録事項証明書記載の登録日、改造の場合は改造後の登録事項証明書記載の登録日、海外売船、解撤、海難沈没の場合は登録事項証明書記載の抹消登録日とする。

(船舶台帳の作成)

第3条 総連合会は、提出された報告書を基に内航船舶台帳を作成するものとする。

(台帳の活用)

第4条 総連合会は、前条に定める内航船舶台帳の分析等を行い、内航海運に係る諸施策に活用するものとする。

(情報の開示)

第5条 総連合会は、前条に定める分析結果(個人情報に属するものを除く。)について、情報を開示する。

(報告書の守秘)

第6条 総連合会は、第1条に基づき提出された報告書の個別の内容について守秘する義務を負う。

【参考】 法第8条第十三号「前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究その他の事業」